

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会  
地域ふれあい活動備品貸出要領

平成 18 年 7 月 1 日  
要 領 第 11 号

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、地域福祉活動を推進するために必要な備品を貸し出しすることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象)

第2条 備品は、次に掲げる条件のいずれかの団体に貸し出しするものとする。

- (1) 本会の会員増強に協力している国分寺市内の自治会・町内会・老人クラブ等
- (2) 本会の団体会員、法人会員、福祉特別功労会員
- (3) 本会のボランティア活動センター登録団体
- (4) 本会のいきいきふれあいサロン登録団体
- (5) その他、本会会長が適当と認める団体等

(貸出対象備品)

第3条 この事業で貸出する備品は、別表1に定めるとおりとする。

(利用方法)

第4条 備品利用団体（以下、「利用団体」という。）は、「使用申請書兼承認書（様式第1号）」により、本会へ申請する。

- 2 貸出の予約は、利用月の属する3ヶ月前の初日から予約することできる。ただし、予約及び申請は本会の開所日及び開所時間内とする。
- 3 電話等による仮予約後は、原則10日以内に申請書を提出しなければならない。

(利用料)

第5条 備品の利用料について、別表1で掲げる要件の費用を除き、原則無料とする。対象者以外の貸し出しについては、別表1に定めるとおりとする。

- 2 利用料は申請時に支払うものとする。なお、貸出キャンセル時の返金は行わないものとする。

(貸出及び利用期間)

第6条 貸出期間は、原則として利用する日を含め5日以内とする。

- 2 ただし、着ぐるみはクリーニング期間を含め2週間以内とする。

(目的外利用の禁止)

第7条 利用団体は、第1条に定める利用目的に反して備品を利用、譲渡、交換、貸付又は担保にしたり、また営利活動に使用することは禁ずる。

2 以上のことに違反した場合は、利用の条件を変更、または利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止するものとする。

(返還)

第8条 利用団体は、備品の利用が終わった時、直ちに現状に復して返還しなければならない。

(事故・故障等への対応)

第9条 貸出中、利用団体の過失により損害や破損等が生じた場合、利用団体が修理等を行うこととする。また、修理等で現状に復することが確保されない場合は、同等品(新品を含む)等をもって弁償することとする。

2 備品の使用中の事故や怪我等については、利用団体の責任で対応するものとする。

(その他)

第10条 この要領の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

(付 則)

この要領は、平成18年7月1日より施行する。

(付 則)

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

(付 則)

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

(付 則)

この要領は、平成28年12月1日より施行する。

(付 則)

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

(付 則)

この要綱は、令和3年7月1日より施行する。